

市民意見募集の実施結果の概要及び意見に対する考え方

1 意見募集期間 平成22年8月16日(月)～平成22年8月31日(火)

2 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 募集結果

(1) 意見提出者数 3人 (2) 提出意見数 4件

4 意見の概要及び考え方

項目	意 見	考 え 方
測定局の統廃合 (ダイオキシン類)	<p>「ダイオキシン…ごみ焼却による燃焼などにより副生成物として発生する有害物質。発がんを促進する作用などがあるといわれる。」と記されているが、市のごみ焼却場(北谷津清掃工場、北清掃工場、新港クリーン・エネルギーセンター)から出る大気の監視を意識してダイオキシン類常時監視体制(設置場所)が決められていないように思われる。</p> <p>ごみ焼却場の3か所を考慮し、測定地点を増やさないことを前提にすると、ダイオキシン類測定候補地は次のようになる(焼却場から南北に1か所ずつ必要)。</p> <p>(1) 北谷津清掃工場近辺 千城台北小学校、千葉市農政センター、大宮小学校</p> <p>(2) 北清掃工場近辺 宮野木、花見川第一小学校、山王小学校</p> <p>(3) 新港クリーン・エネルギーセンター近辺 千葉市役所自排、真砂公園</p>	<p>御意見のとおり、清掃工場は、ダイオキシン類の主要な発生源の一つである。</p> <p>各清掃工場においては、ダイオキシン類の排出を抑制するための処理施設が導入され、排ガスの定期測定が実施されている。排ガス中のダイオキシン類の測定結果は、毎年公表されている(現在稼働中の焼却炉はいずれも基準値以下)。</p> <p>一方、ダイオキシン類の一般環境大気中の濃度は、法規制等の効果により、低減傾向にあり、環境基準に適合している。</p> <p>このような状況において、測定データの傾向、市民の方へのわかりやすい情報提供を続けるといった観点から、市域全体を監視するために各行政区に1地点ずつ、計6地点を選定したものである。清掃工場の南北方向の測定地点を1か所ずつ存続させるのも有効な考え方の一つであるが、今般の選定は、市内に清掃工場のほかにも発生源が点在している(平成21年度末現在の市内大気基準適用施設:39事業所55施設。21年度はすべて大気排出基準に適合している。)状況を考慮したものである。また、御意見の測定候補地の一般環境大気中の濃度も低減している状況にある。</p> <p>なお、御意見のあった各清掃工場近辺の測定地点については、北谷津清掃工場(若葉区)近辺は千城台北小学校(若葉区)を、北清掃工場(花見川区)近辺は花見川第一小学校(花見川区)及び山王小学校(稲毛区)を、新港クリーン・エネルギーセンター(美浜区)近辺は真砂公園(美浜区)を、それぞれ存続させることとしている。</p>
測定局の統廃合 (自排局)	<p>自動車排出ガス測定局は、測定局番号で21～27番までで7か所ある。25番検見川(花見川区検見川町3-370-22)(検見川自排)と22番真砂(美浜区真砂5-1)(真砂自排)は近接地点にあるが、国道14号には真砂自排の方が走行自動車から近く、SPM濃度も検見川自排より高い実績データが出ているので、検見川自排は不要と思われる。</p> <p>花見川区内で交通渋滞が出るのは国道16号のこてはし台入口からスポーツセンターまで</p>	<p>検見川自排は、廃止可能な測定局として位置付けているところである。</p> <p>こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の国道16号の自動車排出ガスによる汚染状況については、千葉県総合スポーツセンター(稲毛区天台町323)脇の国道16号沿道において、約30年間、約3週間の短期測定(各年度1回)を実施した経緯があり、直近10年度分(平成7年度～16年度)の結果(期間平均値)では、短期測定であるために環境基準</p>

	<p>で（東関東自動車道と京葉道路の出入口がある）、京葉道路に沿った国道 16 号では車の流れはスムーズである。国道 16 号と京葉道路に沿った地点での測定局として 24 番千草（稲毛区千草台 2-1359-1）（千草自排）で代表しようとしている。しかし、沿線住民への環境汚染影響は、高い位置を走行する高速道路からよりは住居地と同じ高さを走行する国道 16 号からの方が大きい。スムーズに流れている千草自排より、こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の渋滞地域沿線に測定局を新設する必要があると思われる（検見川自排を廃止して）。</p>	<p>の評価はできないものの、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）に係る環境基準の数値（1 日平均値）を下回っている。</p> <p>また、国道 16 号沿道（稲毛区園生町 384 付近）における自動車交通量は、16 年度は約 53,000 台、21 年度は約 45,000 台と減少している。</p> <p>一方、千草自排の監視対象である国道 16 号・京葉道路並行区間の自動車交通量は、21 年度は約 111,000 台である。</p> <p>御意見のとおり、こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の国道 16 号における交通渋滞による影響は無視できないが、上記のような状況を考慮し、今後も、自動車交通量の多い千草自排において、国道 16 号・京葉道路並行区間による汚染状況を監視していくこととしたものである。</p>
<p>測定局の統廃合（一般局）</p>	<p>美浜区は真砂公園、幕張西自排の 2 か所になっているが、美浜区高浜南団地においては、ベランダの手すりを毎日拭いているが、黒い灰のようなものが積もっており、タオルに付着する。昭和 55 年に引っ越してきた時にはこのような現象はなかったが、千葉港付近に焼却所ができてから、夜、たまに異臭がある。風向きによっても違うが、高浜付近は大気汚染が進んでいると思われるので、測定箇所を追加し、監視をお願いしたい。</p>	<p>美浜区には真砂公園、真砂自排及び幕張西自排の 3 か所の測定局があり、このうち真砂公園及び真砂自排の 2 か所の測定局を存続させる予定としている。</p> <p>御意見の焼却所と思われる新港清掃工場については、昭和 49 年に旧工場（現在解体・撤去済み）が設置され、平成 14 年からは新工場が稼働しているが、新工場の方が旧工場よりも排出基準が厳しく、排ガス処理設備も新しいため、清掃工場からの大気環境への負荷は低減しているものと考えられる。測定局の新設については現在のところ考えていないが、灰や異臭などの大気汚染・悪臭事案については、案件ごとに調査し、必要に応じて指導を行っていく。</p>
<p>全般</p>	<p>見直しの背景に述べられている、光化学オキシダントを除いて概ね継続的に環境基準を満足しているとの判断に同意する。</p> <p>このことから、監視体制の見直しをはかること、光化学オキシダントの監視の強化をはかること、微小粒子状物質の監視の開始をはかることに賛成する。</p> <p>ただし、大気汚染状況の常時監視体制を行っていること、監視には相当額の経費がかかっていること等が市民に周知される機会がほとんどないことは残念であり、改善すべき事項である。</p> <p>また、千葉県ホームページでの観測値速報体制とのリンクも周知されておらず、これらは千葉県と協力されて、改善を期待するものである。</p>	<p>御意見のとおり、測定局の統廃合、光化学オキシダントの監視強化及び微小粒子状物質の新たな監視を行うことが必要であると考えている。</p> <p>また、常時監視体制の仕組みや大気汚染の状況等については、御意見のとおり、ホームページの見直しを行うなど、よりわかりやすい形で市民に情報提供していくための検討を行い、周知を図っていく必要がある。</p>